

建設業者の合併等に伴う総合点数の算定方法に関する取扱要領

平成 21 年 3 月 17 日
建技 第 636 号

〔沿革〕平成 21 年 3 月 17 日付け建技第 636 号制定、平成 22 年 3 月 24 日付け建技第 827 号一部改正、令和 3 年 5 月 19 日付け建技第 113 号一部改正、令和 5 年 12 月 12 日付け建技第 634 号一部改正、令和 6 年 9 月 26 日付け建技第 505 号一部改正

(目的)

第 1 この要領は、県内建設業者が合併等を行った場合の競争入札参加資格基準に係る審査（以下「資格審査」という。）における総合点数の算定方法（以下「特例措置」という。）について必要な事項を定めることにより、県内建設業者の合併等による経営基盤の強化の取組を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併等 合併、営業若しくは事業の譲渡又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）による協業組合の設立
- (2) 合併会社 合併により新たに設立された場合における新設会社若しくはその一方が存続した場合における存続会社、他の建設業者から建設業の全部を譲り受けた建設業者又は組合員である建設業者が建設業の全部を協業している協業組合
- (3) 合併当事会社 合併等前の関係会社
- (4) 主たる営業所 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の営業所であって、営業所を統括し、指揮監督権を有する営業所
- (5) その他の営業所 法第 3 条第 1 項の営業所のうち主たる営業所以外の営業所

(特例措置の対象)

第 3 特例措置の対象となる者は、主たる営業所を岩手県内に置く合併当事会社により行われた合併等による合併会社であって、合併当事会社のうち 2 社以上が県営建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載され、かつ、合併会社の主たる営業所を岩手県内に置く者とする。

(特例措置)

第 4 合併会社の資格審査における総合点数は、合併会社の経営事項評価点数と技術等評価点数を合算した点数に、その点数の 10 パーセントに相当する数値（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てた数値）を加えた点数とする。

2 合併会社の資格審査における技術等評価点数は、資格審査の審査基準日における合併会社の状況により評価することとなる項目を除き、合併当事会社の実績を合併会社の実績とみなして評価する。

(適用期間)

第 5 特例措置の適用期間は、合併会社が資格審査により新たに名簿に登載された日から、合併等を行った日から起算して 5 年が経過する日が属する名簿の有効期間までとする。

(特例措置の申請)

第 6 合併会社が特例措置の適用を受けようとする場合は、合併等に伴う競争入札参加資格特例措置申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

(特例措置の適用の通知)

第7 知事は、第6の規定により申請書が提出された場合で、特例措置を適用することが適当であると認めるときは、合併等に伴う競争入札参加資格特例措置認定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(特例措置の適用除外等)

第8 知事は、合併当事会社が、特例措置の申請前2年間に県が発注した建設工事において、適正な施工を確保していないと認められる場合は、特例措置を適用しないことができる。

2 知事は、特例措置を受けている合併会社が、次の各号のいずれかに該当する場合は、特例措置を取り消すことができる。

(1) 県が発注した建設工事において、適正な施工を確保していないと認められるとき。

(2) 営業若しくは事業の譲渡又は会社分割により、当初の合併等の目的が達せられなくなったと認められるとき。

(3) 申請書に虚偽の記載があったと認められるとき。

3 前項の規定により、特例措置の適用を取り消したときは、合併等に伴う競争入札参加資格特例措置取消通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

附 則(平成21年3月17日付け建技第636号)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成18年2月1日以降に行われた合併等について、平成21年度以後に作成される名簿の登載に係る資格審査及び当該名簿への登載を参加資格要件とする入札から適用する。

2 平成21年6月1日以前に合併等を行った合併会社に関する第3の規定の適用については、第3中「県営建設工事競争入札参加資格者名簿」とあるのは「県営建設工事請負資格者名簿」とする。

附 則(平成22年3月24日付け建技第827号)

改正後の要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月19日付け建技第113号)

1 改正後の要領は、令和3年6月1日から施行する。

2 改正後の要領の規定は、改正後の要領が施行される日以後に行われる合併等について、令和3年度以後に作成される名簿の登載に係る資格審査及び当該名簿への登載を参加資格要件とする入札から適用し、同日前に行われた合併等については、なお従前の例による。

附 則(令和5年12月12日付け建技第634号)

改正後の要領は、令和5年12月13日から施行する。

附 則(令和6年9月26日付け建技第505号)

1 改正後の要領は、令和7年6月1日から施行する。

2 改正後の要領の規定は、改正後の要領が施行される日以後に行われる合併等について、令和7年度以後に作成される名簿の登載に係る資格審査及び当該名簿への登載を参加資格要件とする入札から適用し、同日前に行われた合併等については、なお従前の例による。

様式第1号

年 月 日

岩手県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名
建設業許可番号 (-) 第 号
電話番号

合併等に伴う競争入札参加資格特例措置申請書

岩手県が発注する建設工事に係る競争入札参加資格に関して、下記のとおり合併等に伴う特例措置の適用を申請します。

記

1 合併等を行った日
年 月 日

2 合併等を行った合併当事会社

商号又は名称	代表者名	所在地	建設業許可番号

3 合併会社の状況

	営業所名	所在地	建設業許可の業種
主たる営業所			
その他の営業所			

様式第2号

第 号
年 月 日

様

岩手県知事 印

合併等に伴う競争入札参加資格特例措置認定通知書

合併等に伴う競争入札参加資格に係る特例措置については、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

1 特例措置

業種及び等級別区分	総合点数（特例措置適用後）	総合点数（特例措置適用前）

2 適用期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号

第 号
年 月 日

様

岩手県知事 印

合併等に伴う競争入札参加資格特例措置取消通知書

年 月 日付け 第 号により通知しました合併等に伴う競争入札参加資格に係る特例措置については、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

- 1 取消年月日
年 月 日
- 2 取消しの理由